

令和 7 年 度

豊島区内部統制評価報告書審査意見書

令和 8 年 9 月

豊 島 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、令和 7 年度豊島区内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和 8 年 9 月 4 日

豊島区監査委員	小	沼	博	靖
同	鈴	木	利	治
同	戸	塚	留	名
同	有	里	真	穂

第1 審査の概要

1 審査の対象

「令和7年度豊島区内部統制評価報告書」

2 審査の期間

令和8年6月2日から令和8年9月4日まで

3 審査の着眼点

監査委員による令和7年度豊島区内部統制評価報告書の審査は、豊島区長が作成した内部統制評価報告書について、豊島区長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

4 審査の実施内容

令和7年度豊島区内部統制評価報告書について、豊島区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「豊島区監査基準」に準拠し、「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第2 審査の結果

令和7年度豊島区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第3 今後の内部統制について

令和7年度より内部統制制度が導入され、区長をトップとした組織体制のもと、制度運用が区全体で着実に行われていることを評価する。

今後については、リスク発生時において、より速やかかつ実効性のある対応策を講じられるとともに、内部統制の運用を通して区の組織力の向上に繋がれることを期待する。